

統計技術・データソースの多様化等検討会の開催について

令和2年3月5日
統計改革調査部会座長決定
令和3年8月26日
最終改正

1. 効果的・効率的な統計作成に資する統計技術、統計作成に用いるデータソースの多様化等について調査・検討するため、統計改革調査部会の下で「統計技術・データソースの多様化等検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。
2. 検討会の主査及び構成員は、別紙のとおりとする。ただし、統計改革調査部会座長は、必要があると認める時は、構成員を追加することができる。
3. 主査は、検討会において必要があると認めるときは、学識経験者、統計実務家その他の関係者に検討会への出席を求めることができる。
4. 主査は、必要があると認める時は、一部の構成員及び関係者を集め、特定の課題について調査・検討を行う場を設けることができる。

(別紙)

統計改革調査部会 統計技術・データソースの多様化等検討会 構成員

主査 内閣官房統計改革推進室参事官
構成員 内閣府大臣官房企画調整課課長補佐
総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官補佐
総務省統計委員会担当室統計調整官補佐
総務省統計局統計調査部調査企画課課長補佐
財務省大臣官房総合政策課企業統計分析官
文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐
厚生労働省政策統括官付政策企画官
厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室室長補佐
厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室室長補佐
厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室室長補佐
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官付管理官補佐（統計分析利活用推進班担当）
経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐
国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐